

サポート要件につき知財高裁で判断が覆った事例

－知財高裁令和3年11月29日判決・令和2年（ネ）第10029号・
セルロース粉末事件・控訴審－
（原審 東京地裁令和2年3月26日平成29年（ワ）24598号）¹

知的財産権法研究会
弁護士・弁理士 池下 利男

第1 事案の概要

1 本件は、発明の名称を「セルロース粉末」とする特許（特許第5110757号。請求項の数16。以下「本件特許」といい、本件特許に係る特許権を「本件特許権」という。）の特許権者である控訴人が、被控訴人による各製品（被告製品1：NPミクロスW-200M、被告製品2：NPミクロスW-400M）の製造及び販売、原判決別紙方法目録記載の方法（セルロース粉末の製造方法）を使用した被告各製品の製造等が本件特許権の侵害に該当する旨主張して、被控訴人に対し、特許法100条1項及び2項に基づき、被告各製品の製造及び販売、被告方法を使用した被告各製品の製造等の差止め並びに被告各製品の廃棄を求めるとともに、本件特許権侵害の不法行為による損害賠償として特許法102条3項に基づく実施料相当額の損害賠償を求めたものである。

原審は、①被告製品1は、本件特許の特許請求の範囲の請求項1及び2に係る発明の技術的範囲に属するが、被告製品2は、特許請求の範囲の請求項1及び2の技術的範囲に属さず、被告方法も、特許請求の範囲の請求項6の技術的範囲に属さない、②特許請求の範囲の請求項1及び2に係る本件特許には特許法36条6項1号所定のサポート要件に違反する無効理由があり、同法104条の3第1項の規定により、原告は、本件発明1及び2に係る本件特許権を行使することができないとして、原告の請求をいずれも棄却している。

2 本件の争点は、各被告製品及び被告方法の文言侵害の成否、無効の抗弁の成否（実施可能要件違反、サポート要件違反、明確性要件違反、新規性の欠如、進歩性の欠如）、控訴人の損害額であるが、紙幅の関係上、文言侵害の成否のうち被告製品1について構成要件1B及び2Bの充足性についてと、無効の抗弁のうちサポート要件違反の有無及び実施料相当額の算定の点について論じることとする。なお、本件特許権は令和3年6月28日に存続期間満了によって消滅しており、本件特許権による被告各製品に対する製造販売の差止及び廃棄請求、被告製造方法の差止請求については、これを理由に請求が棄却されている。

¹ 本判決と同日の令和3年11月29日に知的財産高等裁判所で本件特許に対する審決取消訴訟の判決がなされている〔知的財産高裁令和3年11月29日判決・令和元年（行ケ）第10160号〕。

第2 本件特許権及び本件特許発明の分説

1 本件特許権（「セルロース粉末」特許第5110757号）について

平成13年6月28日特許出願（特願2002-507894号）

優先日 平成12年7月5日 優先権主張国 日本

出願人 旭化成ケミカルズ株式会社

平成24年10月19日 設定登録

平成28年4月1日 旭化成ケミカルズ株式会社を旭化成株式会社が吸収合併し、本件特許権は平成28年7月20日移転登録された。

令和3年6月28日 存続期間満了により消滅

2 本件特許権の請求項1の構成要件の分説

本件特許権の請求項1を構成要件に分説すると以下のとおりとなる。

1 A：天然セルロース質物質の加水分解によって得られるセルロース粉末であって、

1 B：平均重合度が150～450、

1 C：75 μ m以下の粒子の平均L/D（長径短径比）が2.0～4.5、

1 D：平均粒子径が20～250 μ m、

1 E：見掛け比容積が4.0～7.0 cm³/g、

1 F：見掛けタッピング比容積が2.4～4.5 cm³/g、

1 G：安息角が54°以下のセルロース粉末であり、

1 H：該平均重合度が、該セルロース粉末を塩酸2.5N、15分間煮沸して加水分解させた後、粘度法により測定されるレベルオフ重合度より5～300高いことを特徴とする

1 I：セルロース粉末。

3 本件特許権の請求項2の構成要件の分説

本件特許権の請求項2を構成要件に分説すると以下のとおりとなる。

2 A：天然セルロース質物質の加水分解によって得られるセルロース粉末であって、

2 B：平均重合度が230～450、

2 C：75 μ m以下の粒子の平均L/D（長径短径比）が2.0～4.5、

2 D：平均粒子径が20～250 μ m、

2 E：見掛け比容積が4.0～7.0 cm³/g、

2 F：見掛けタッピング比容積が2.4～4.5 cm³/g、

2 G：安息角が54°以下のセルロース粉末であり、

2 H：該平均重合度が、該セルロース粉末を塩酸2.5N、15分間煮沸して加水分解させた後、粘度法により測定されるレベルオフ重合度より5～30高いことを特徴とする

2 I：セルロース粉末。

第3 被控訴人（被告）の行為（控訴人・原告の主張）

1 被控訴人（被告）は、平成27年12月から令和3年6月28日まで、「NPミクロース」の商品名で、食品添加物用途に使用される結晶セルロースである被告製品1：NPミクロースW-200M、被告製品2：NPミクロースW-400Mの製造及び販売をした。

2 被控訴人（被告）は、本件特許請求項6の製造方法で被告各製品を製造した。